

温泉行政の諸課題に関する主な論点の整理

1. 温泉をめぐる状況と課題

① 温泉資源の保護について

=温泉資源に関する状況=

- ・温泉掘削、特に地下 1000m 以上のいわゆる大深度温泉掘削が進み、我が国の源泉総数は平成 16 年度末現在で約 2 万 8 千孔。これは統計を取り始めた当初の昭和 37 年当時と比較すると約 2 倍となった。
- ・源泉数の増加に伴い湧出量も増加し、平成 16 年度末現在で毎分約 271 万 ℥ に達しているが（昭和 38 年当時と比較すると約 3 倍）、そのうち自然湧出量（自噴）については平成 11 年度をピークに 5 年連続微減となっている。

=課題=

- ・温泉の掘削、増掘及び動力装置の許可を行う各都道府県では、要綱等により温泉保護地域等を定めるなどして既存源泉との距離や揚湯量に制限を設けるなど、独自の温泉資源保護対策を推進しているが、科学的根拠が必ずしも十分でない。
- ・一方、科学的な審査に必要な基礎となるデータの収集方法・解析手法が整理されていない。
- ・温泉掘削等の不許可基準の一つである「公益を害するおそれ」の範囲が法律上明確になっておらず、かつ、地域における環境保全区域や住宅密集地周辺での温泉掘削申請が増加していることから、許可・不許可の判断に苦慮する場面が多くなってきている。

② 温泉の適正な利用について

=温泉利用に関する状況=

- ・温泉利用の宿泊施設数は横ばいの一方、温泉利用の公衆浴場数は増加の一途。
- ・全国で掲示されている温泉成分の分析日は約 3 分の 1 が 10 年以上経過。

=課題=

- ・成分が変化する温泉もあるのだから、利用者への情報提供を推進する観点から、掲示が古いままでいうのは問題である。
- ・温泉の利用上の注意事項、禁忌症及び適応症に関しては、それぞれ最近の医学的見地からすれば見直した方がよいと考えられる点が多く見受けられる。

③ 魅力ある温泉地づくりについて

=温泉地に関する状況=

- ・温泉利用の宿泊施設における利用者数は、ここ10年減少傾向。
- ・近隣諸国において温泉施設の建設ブームが生じている。

=課題=

- ・温泉地全体の活性化のためには観光振興が重要。しかしながら、関係府省間の連携が上手く図られていない。
- ・魅力ある温泉地をつくるためには、地元の人たちを中心に‘工夫’をこらし、行政や事業者などと‘協働’で取り組むことが重要であるが、一方で行政の支援が不足している。

2. 温泉行政の諸課題への対応

① 温泉資源の保護について

- ・温泉資源の保護及び有効活用を図るために、行政、既存源泉所有者及び掘削等申請者が各自どういった責任を分担すべきか明確にすべきである。
- ・温泉資源の保護対策を推進するに当たり、国は、水位等の基礎的なデータの収集・解析方法に関する技術開発を行うべきである。
- ・いわゆる大深度掘削の増加に対応すべき課題を整理し、必要な対策を講じるべきである。
- ・掘削等の許可・不許可の判断基準である温泉法第4条第1項第2号の「公益」の範囲について、国は、より明確な解釈を示すことを検討すべきである。

② 温泉の適正な利用について

- ・温泉の信頼を維持するとともに安心・安全な利用を促進するためには、温泉利用者への積極的な情報提供が必要であることから、温泉の成分については定期的に分析を行うとともに、当該分析結果に基づく掲示を行うべきである。
- ・国は、温泉を公共の浴用又は飲用に供する場合の利用許可の有効期間の設定の必要性及び浴槽での分析の在り方についての研究を推進すべきである。
- ・温泉の利用上の注意事項の決定基準等については、昭和57年に定められて以降見直しがなされておらず、最新の医学的知見等を踏まえ見直しを検討すべき時期にあると考えるので、国は、利用上の注意事項、禁忌症及び適応症に関する調査研究を一層推進するとともに、利用者にわかりやすい情報提供（掲示方法）についても併せて検討すべきである。

③ 魅力ある温泉地づくりについて

- ・利用者にとって魅力ある温泉地をつくり育むためには、国や都道府県等はソフト・ハード両面での支援策というものを検討・実施すべきであり、かつ、関係各府省は連携して温泉行政及び観光行政の推進に取り組むべきである。

3. 平成13年改正温泉法の施行状況の検討

- ・掘削等の許可の有効期間を2年間とする等の規制事項そのものについては、適切に運用されており、かつ、貴重な資源を有効に活用する等の観点から、今後も必要な制度と考える。

